「奨学のための給付金（早期給付）」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、令和８年度入学の高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に対して、返還不要の給付金の一部（年額の１/4）を、早期に給付します。

高校生等：①高等学校　②中等教育学校後期課程　③高等専門学校（１～３学年）　④専修学校高等課程、⑤一部の専修学校一般課程　⑥一部の各種学校　⑦専攻科に在学する生徒

給付金は、授業料以外の教育費にお役立ていただけます。

（※生活保護受給世帯の場合は、使途について、担当ケースワーカーに御相談ください）

１　給付金の支給対象となる世帯

認定基準日（原則として令和８年４月１日）時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する世帯が対象となります。

（１）高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する高校生等がいること。

（２）以下のいずれかに該当する世帯であること。

①生活保護受給世帯

②保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯

③（専攻科に在学する生徒の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満の世帯、264,500 円未満かつ多子世帯（②を除く。）

※年収 270～490 万円未満程度世帯の区分は、高等学校等就学支援金【新制度】または学び直し支援金【新制度】の受給資格を有する者のみが対象となります。

（３）保護者が千葉県内に住所を有していること 。

※千葉県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

２　給付額

下記表の給付金額（年額の１／４の額※）が支給されます。

給付区分		給付金額
①生活保護（生業扶助）受給世帯	専攻科以外	8,075 円
②非課税世帯（年収 270 万円未満程度）	全日制・定時制	35,925 円
	通信制・専攻科	12,625 円
③所得割額 105,500 円未満世帯（年収 270～380 万円未満程度）（②を除く。）	全日制・定時制	11,975 円
	通信制・専攻科	4,207 円
④所得割額 182,500 円未満世帯（年収 380～490 万円未満程度）（②及び③を除く。）	全日制・定時制	8,982 円
	通信制	3,157 円
⑤所得割額 264,500 円未満の多子世帯（年収 380～600 万円未満程度の多子世帯）（②、③及び④を除く。）	専攻科	3,157 円

※（専攻科の場合）年収 270～600 万円未満程度世帯の区分は、専攻科支援金【新制度】の受給資格を有する者の金額となります。それ以外の世帯の支給額は 2,525 円となります。

※ 残りの３／４の額を受給するには再度申請が必要です。

※ 早期給付を希望しない場合でも、通常の募集時に要件を満たす世帯であれば年額を受給することができます。

→７月以降に通常の給付金の募集を行いますので、必ず申請ください。

３　申請方法　申請は原則「電子申請」です

①在学する学校に申請希望の旨をお伝えいただき、「ログインＩＤ」の交付を受けてください。なお、他の申請等で既にログインＩＤをお持ちの方は、そのＩＤをそのままご使用いただけますので、学校への依頼は不要です。

②「ログインＩＤ」に記載の二次元コードから、「奨学のための給付金電子申請システム」にアクセスしていただき、利用申込→ログインの順に進み、申請を完了してください。

※やむを得ない理由により電子申請ができず、紙による申請を希望される場合は、各学校へお問い合わせください。なお、紙による申請の場合、電子申請よりも給付が遅くなります。

お問い合わせ先：
千葉県立市川昴高等学校 事務室　平日８：３０～１６：３０
本校ＨＰのお問い合わせフォームからお願いいたします。

申請期限
令和８年６月３０日
給付時期：７月末以降

よくある質問

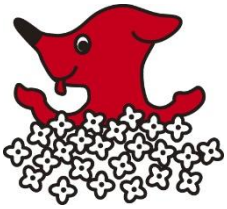

「チーバくん」

Ｑ１　電子申請を行うために必要なものは何ですか。

Ａ１　電子申請には、スマートフォン又はパソコン端末と、「ログイン ID」が必要です。そのほか、申請中に必要となるものについては、「奨学のための給付金電子申請システム」内に掲載しているマニュアルをご確認ください。

Ｑ２　道府県民税所得割及び市町村民税所得割とは何ですか？何を見て確認すればよいですか？

Ａ２　個人住民税のうちの一部の税額を指します。「令和７年度(令和６年分)課税証明書」等、以下の書類等で確認できます。給与明細や源泉徴収票では確認することができませんのでご留意下さい。

○ マイナポータルでの確認(５月から６月頃にマイナポータルと連携されます)
○ 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(５月から６月頃に勤務先から配布されております)
○ 市町村民税・県民税納税通知書(５月から６月頃に市町村から送付されております)
○ 課税証明書・非課税証明書(お住まいの市町村役場税務課で取得できます)
※確定申告書については、本給付金においては利用することができません。

Ｑ３　保護者(親権者)の一方に収入がありません(または課税されるほどの収入を得ていません)。もう一方の保護者を扶養しており、配偶者控除の申告をしている場合でも、保護者 2 名分の住民税情報をマイナポータル等から提出する必要がありますか。

Ａ３　本給付金は、保護者（親権者）全員の所得を確認します。したがって、収入の有無にかかわらず、保護者（親権者）全員分の住民税情報の提出が必要です。収入がゼロのため、今まで税の申告をしていない場合は、必ず税の申告をしてください。

Ｑ４　保護者（親権者）が別居しており、一方が千葉県、一方が海外に居住しています。本給付金の対象となりますか？

Ａ４　Ａ３のとおり、保護者（親権者）全員の所得を確認します。父母いずれも親権者であり、海外赴任のため父母いずれかの住民税情報が確認できない場合には、給付の対象にならないため、申請できません。